

消費者契約法4条4項における 「重要事項」

～最三小判平成22年3月30日～

弁護士 住田 浩史

第1 事案

消費者Xは、商品取引員であるYの外務員から勧誘を受け、先物取引の委託をした。

その際に、Yの外務員は、Xに対し、「例えば官軍売れば賊軍」などと記載したFAXを送付するなどして、金価格が上昇し高騰するとの相場予測を告げ、かつ、ロコ・ロンドン市場と東京工業品取引所との金の価格に大きな乖離が生じており、東工の価格が下落するかたちで両者の乖離が解消されること等暴落が予測される事情については告げなかった。

東工金の価格は、Xが1500万円をYに預託して買い注文を出した翌日に急落し、3139万円の損害を被った。Xは不法行為による損害賠償を求め提訴し、Yは差損金1639万円の支払いを求めて提訴した(併合審理)。

第一審札幌地判平成19年5月22日^{*1}は、Xの判断に基づく取引であったとしてYの差損金請求を認容し、Xの損害賠償請求を棄却した。X控訴。

その後、Xは、控訴審において、消費者契約法4条1項2号または2項による取消に基づく不当利得返還請求を主位的請求とする訴えの追加的変更を行った。

控訴審(原審)札幌高判平成20年1月25日^{*2}は、「金の相場、すなわち将来における価格の上下は、消費者契約たる本件取引の『目的となるものの質』(消費者契約法4条4項1号)であり、かつ、消費者たる顧客が当該契約を『締結するか否か』についての判断に通常影響を及ぼすべきもの』(同項柱書)であるから、消費者契約法4条2項の重要事項というべきである。」とし、第一審判決を破棄し、Xの不当利得返還請求を認容、Yの差損金請求を棄却した。Y上告。

第2 最三小判平成22年3月30日^{*3}の判旨

原判決破棄、Xの主位的請求棄却、その他の点について原審に差戻し。

「消費者契約法4条2項本文にいう『重要事項』とは、

同条4項において、当該消費者契約の目的となるものの『質、用途その他の内容』又は『対価その他の取引条件』をいうものと定義されているのであって、同条1項2号では断定的判断の提供の対象となる事項につき『将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項』と明示されているのとは異なり、同条2項、4項では商品先物取引の委託契約に係る将来における当該商品の価格など将来における変動が不確実な事項を含意するような文言は用いられていない。そうすると、本件契約において、将来における金の価格は『重要事項』に当たらないと解するのが相当であって、上告人が、被上告人に対し、将来における金の価格が暴落する可能性を示す前記2(6)のような事実を告げなかったからといって、同条2項本文により本件契約の申込みの意思表示を取り消すことはできないというべきである。」(下線部は筆者)

第3 検討

1 不利益事実の不告知における「重要事項」

(1) 「重要事項」とは

消費者契約法は、事業者が「重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかった」(不利益事実の不告知、消契法4条2項)ことによって消費者が「当該事実が存在しないとの誤認」をし、これによって消費者が消費者契約の申込みないし承諾をした場合には、これを取り消すことができる旨定めている。

ここでいう「重要事項」とは、消費者契約法4条4項によれば、「当該消費者契約の目的となるものの①『質、用途その他の内容』であるか、またはその②『対価その他の取引条件』であって、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」をいうとされている。

(2) 何が「重要事項」に該当するか

この「重要事項」の解釈をめぐることは、消費者契約法制定当時から、とりわけ契約締結の動機に関する事項は重要事項といえるかという点をめぐって、限定列举説、限定列举拡張解釈説、例示列举説等さまざまな立場が対立している^{*4}。

しかしながら、近時の下級審裁判例をみても、悪質電話機リース商法において、「現在使用している電話の使用継続可能性」を重要事項とすることを当然の前提として、「お持ちの電話は使えなくなります」旨の典型的な不当勧誘が消費者契約法4条1項1号における不実告知にあたるとしたもの^{*5}がある。また、ダイヤモンドの二重価格商法において、「ダイヤモンドの一般的な小売価格」を重要事項とすることを前提として、これが実際には12万円程度であるにもかかわらず、41万4000円と値札に表示してこれを29万円に値引きするという勧誘行為をもって不実告知としたもの^{*6}がある。また、原野商法二次被害事案において、「土地の売却可能性」を「用途その他の内容」にあたるとして、土地が売却可能であるとの勧誘行為を不実告知に該当するとしたもの^{*7}がある。このように、近時の裁判例は、不当勧誘の態様に応じて、契約の動機、契約を必要とする事情について、「用途その他の内容」等の文言をできるだけ広く解するなどして「重要事項」に該当すると判断する傾向にある。

実際の消費者被害に多く見られるのは、まさに、このような契約の動機や、契約を必要とする事情に関する事項についての不実告知ないしは不利益事実の不告知なのであって、消費者契約法4条4項各号の「重要事項」を狭く限定的に解釈することは、民法よりも取消の範囲を拡大する、という消費者契約法の立法趣旨をないがしろにし、かえって誤認類型の対象を狭めることとなり、妥当ではない^{*8}。

2 本最判について

(1) 本最判の論理

上記最三小判平成22年3月30日(以下「本最判」という。)では、先物取引委託契約において、将来における金の価格は「重要事項」に当たらないとの解釈が示されたが、その理由付けは、上記のような「重要事項」解釈の議論には全く触れておらず、必ずしも緻密なものとは思われない。

本最判は、消費者契約法4条1項2号と比較して「将来における変動が不確実な事項を含意するような文言は用いられていない。」ことを理由に、同条4項は「将来における変動が不確実な事項」を含まない、としたのであるが、この論理は、①文言の形式的な違いがそのまま文言の意味内

容の違いとなるとの素朴な文言解釈か、あるいは、②消費者契約法4条1項2号の適用と、同条1項ないし2項の適用が互いに排他的であることを暗黙の前提とした反対解釈をとったか、どちらかであるとししか考えられない。

まず、①は、上記のように「重要事項」を拡張して解釈すべきとする興味深い下級審裁判例が多く出ていることからしても、最高裁判所が示す法解釈として十分なものとは言い難いように思われる。

また、②についても、その前提は無条件に正しいものなのであろうか。消費者契約法4条は、まず、同条1項2号によって、「将来における変動が不確実な事項」に関する断定的判断の提供も禁止しており、かつ、「将来における変動が不確実な事項」が「重要事項」にあたる場合には、同条1項1号や2号によって、これについての不実告知や不利益事実の不告知を禁止している規範であると考えられることのできるものであり、本最判のような反対解釈が論理必然的なものではない^{*9}。

元来、断定的判断の提供は、当事者間の交渉力格差の解消のため設けられた規定であり、不実告知・不利益事実の不告知は情報格差の解消のため設けられた規定であることからすれば、将来における変動が不確実な事項について、その判断の基礎となる情報格差の解消、すなわち「利益を告知するならば不利益を告知せよ」という要請は、「断定的な判断を提供するな」という要請と並んで、なお意味を失っていないのではあるまいか。前者の要請は、少なくとも、後者に完全に包摂されてしまうことはないと考えられる。また、上記述べたような消費者契約法の立法趣旨からすれば、できる限り適用範囲を広げるべきという要請がはたらくといえよう。

いずれにしても、「重要事項」についての本最判の解釈論及び理由付けはいささか形式的に過ぎ、今後、さらに、「質」「用途」「その他の内容」の解釈論がおしすすめられるべき余地は大きいように思われる^{*10}。

(2) 私見

以下に私見を述べる。

先物取引においては差金決済によって損得が生じるのであるから、対象商品の将来の価格変動の有無及び程度は、当該取引のリスクの有無

及び程度を示すものであり、消費者契約の目的となるものの「質」に当たる。

この「質」という概念は、対象となる商品や役務の性質や種類によって異なってくる^{*11}。例えば、単に果物屋でリンゴを買う人にとってみれば、リンゴの「質」は、その色や産地や甘さであって、その将来価格の変動などではない。しかしながら、投資商品という「目に見えない」商品にとっては、消費者にとって、将来元本が返ってくるのかどうか、どのくらいの可能性で損(得)をするのか、どの程度の損(得)をするのか、すなわち商品のリスク(価格変動リスク、為替リスク、流動性リスク、信用リスク等さまざまなものが考えられよう)の有無及び程度は、その商品の核心といってもよい極めて重要な「質」を形成する^{*12}。例えば、金融商品の「元本欠損のおそれ」については、いわゆる限定列举説に立つ立場ですら、重要事項であるとしている^{*13}。このことは、金融商品販売法における説明義務(金販法3条)の内容をみても明らかである。この「元本欠損のおそれ」は、まさに「将来における変動が不確実な事項」ではないだろうか。元本欠損のおそれを左右する事実を故意に告げないことは、重要事項に関する不利益事実の不告知となろう。

そうすると、本件における金の将来における価格変動は、先物取引のリスクとして重要事項としての「質」に当たるものであり、価格高騰の見込みだけを告げて、暴落要因となる具体的事実について故意に告げないことは、消費者の契約締結判断に影響を及ぼすものであるから、不利益事実の不告知にあたるものと解すべきである。

また、上記1(2)で挙げたような裁判例が出されていることから、将来の価格変動を、契約締結を必要とする事情や契約の動機と位置づけるアプローチも有効であると思われる。消費者は、「将来的に価格が高騰すると見込まれる」商品の先物取引を委託するのであって、これは、例えば原野商法二次被害事案における「土地の売却可能性」と同様に、契約の目的となるものの「用途」「その他の内容」を構成し、4条4項の重要事項にあたるとするのである。

第4 結論

本最判の結論及び理由付けについては、上記のとおり疑問を呈さざるを得ない。金融商品、投資商品の勧誘行為についての消費者契約法の適用については、金の価格のような将来の変動事項についても、「質」としての「価格変動リスク」や、「用途」「その他の内容」としての「将来的な価格高騰の可能性」と位置づけなおして、やはり重要事項にあたるとの立論を行っていくことは可能であるし、また、消費者契約法4条4項の「重要事項」をより広く解釈すべきという基本的方向としても妥当であろうと思われる。

*1 金融・商事判例1285号53頁

*2 金融・商事判例1285号44頁、判例時報2017号85頁

*3 金融・商事判例1341号14頁(速報)、同1344号14頁、判例時報2075号32頁、判例タイムズ1321号88頁

*4 これらの説の詳細については、野々山宏、「契約の動機と考えられる事項を、消費者契約法4条4項の『重要事項』に当たるとした判決…名古屋地判平21・12・22 平成20年(ワ)第6505号事件」『Oike library No.31』23頁等を参照されたい。

*5 神戸簡判平成16年6月25日、大阪簡判平成16年10月7日(なお、いずれも兵庫県弁護士会消費者問題判例検索システム <http://www.hyogoben.or.jp/hanrei/>)

*6 大阪高判平成16年4月22日(消費者法ニュース60号156頁)

*7 名古屋地判平成21年12月22日、なお、野々山宏、前掲書22頁。

*8 同旨、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編、〔第2版〕コンメンタール消費者契約法、92頁

*9 なお、判例時報2075号34頁ほかは、消費者契約法4条1項2号が「あえて断定的判断の提供に当たる場合に限りて取り消しを認めたこと」から、本最判の結論を是認するようである。しかしながら、同法が、将来の不確定な事項について「断定的判断の提供に当たる場合に限りて取り消しを認めた」といえるかがまさに問題なのであり、トートロジーに陥っているように思われる。

*10 なお、本最判の解釈論の根拠とされているであろう政策的考慮にも疑問が残ると指摘するものとして、宮下修一、「消費者契約法4条の「重要事項」の意味－最高裁判所平成22年3月30日判決を受けて－」、『国民生活研究』第50巻第1号、80頁

*11 なお、前掲判例時報90頁ほかは、物品についての「デザイン、重量」などを列举して、将来の金の価格が「質」にあたるかどうかは文言上無理があるなどしているが、本件が投資商品であるという特質を考慮していないように見受けられる。

*12 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編、「金融商品取引被害救済の手引き 五訂版」、68頁

*13 消費者庁企画課編、「逐条解説消費者契約法〔第2版〕」、120頁。なお、潮見佳男「消費者契約法：金融商品販売法と金融取引」37頁も、「当該取引が当該消費者にとってどれほどリスクを伴うものであるか」については、立案担当者の考えでは物品・役務の「質」に当たるようである、とする。